

渠生食監発0809第1号

平成29年8月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、平成29年6月14日付け生食監発0614第1号によりABP Cahir(施設番号 300)からの貨物の輸入手続きを停止しているところです。

今般、アイルランド政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、平成29年6月14日付け生食監発0614第1号は廃止します。

記

- 1 平成29年8月9日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成25年12月2日付け食安監発1202第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号）に基づいて取り扱うこと
- 2 平成29年8月8日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を行い結果を検疫所あて報告するよう指導したうえで、その結果等に問題が無い場合には、1と同様に扱うこと